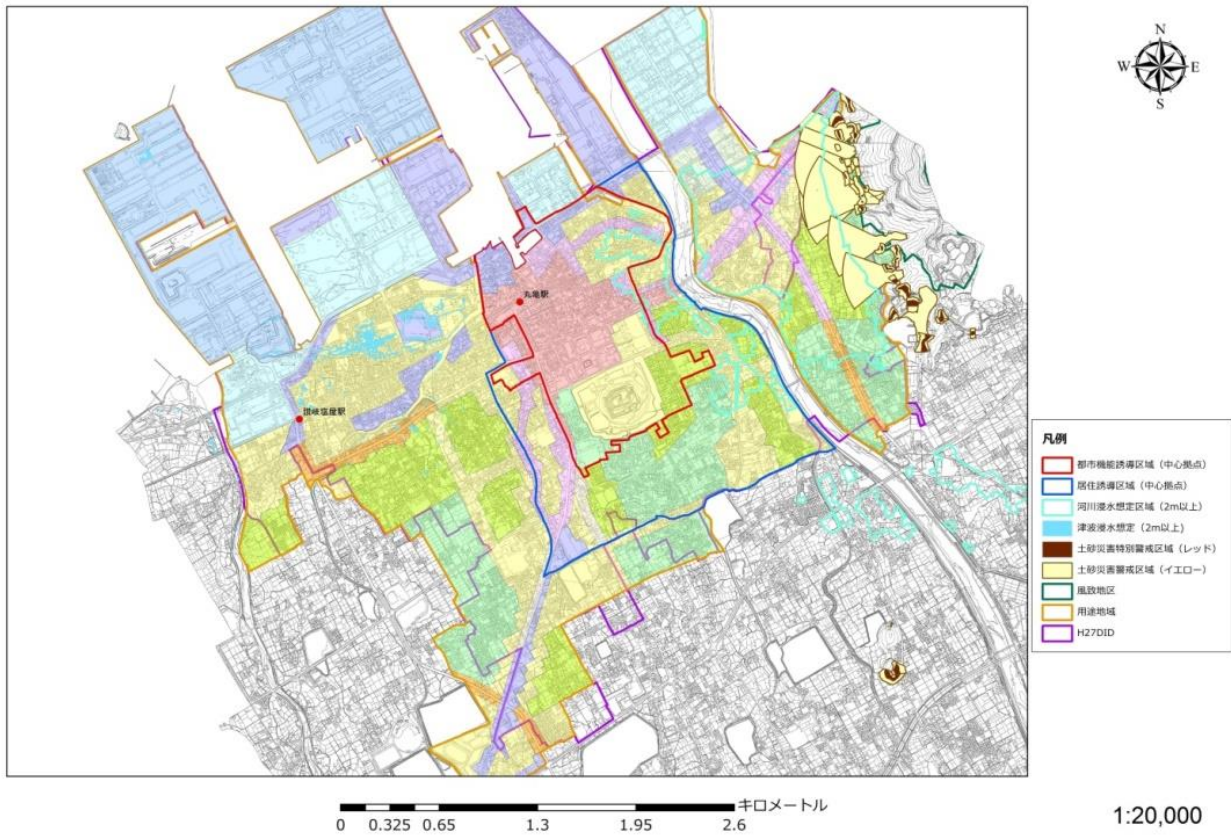
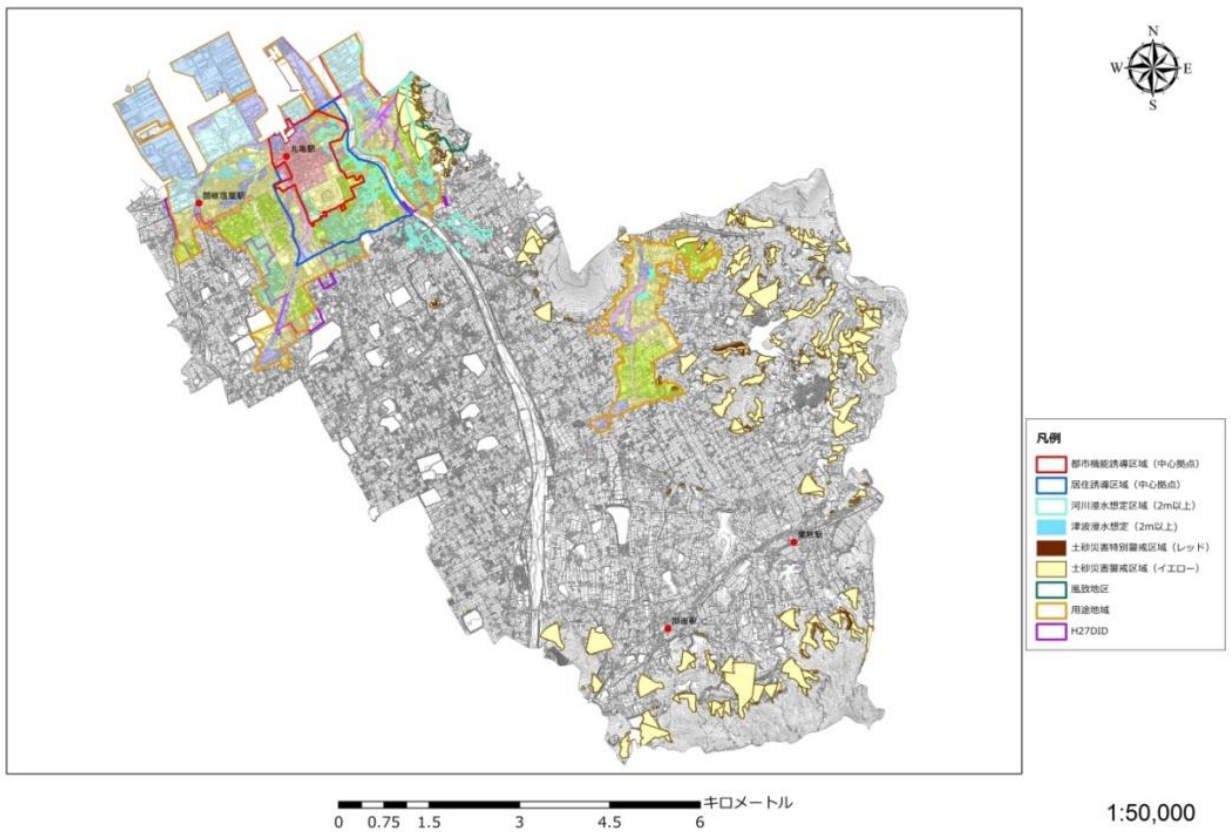


■都市機能誘導区域と居住誘導区域の重ね図



■立地適正化計画区域全域から見た都市機能誘導区域と居住誘導区域



(6) 交通ネットワークの構築

コンパクトプラスネットワークの実現に向けて、都市計画マスタープランの将来都市構造における拠点間や各拠点と広域のネットワークを強化することで、ヒトやモノの交流を促し、市全体として一定の生活利便性を確保します。

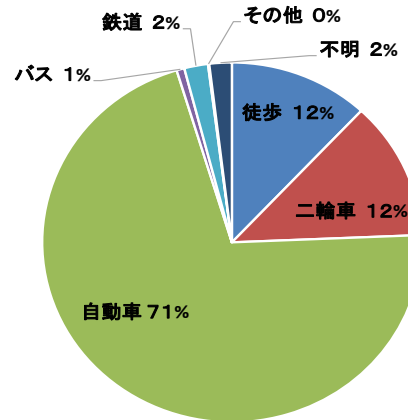
また、そのネットワークを活用した公共交通のあり方を研究し、地域公共交通網の形成を目指します。

①道路交通ネットワークの強化

現在、本市の自動車の交通分担率は70%を超えており、主な日常の生活の足として、当面は、自家用車によるアクセス性を担保する道路交通ネットワークの強化は必要です。

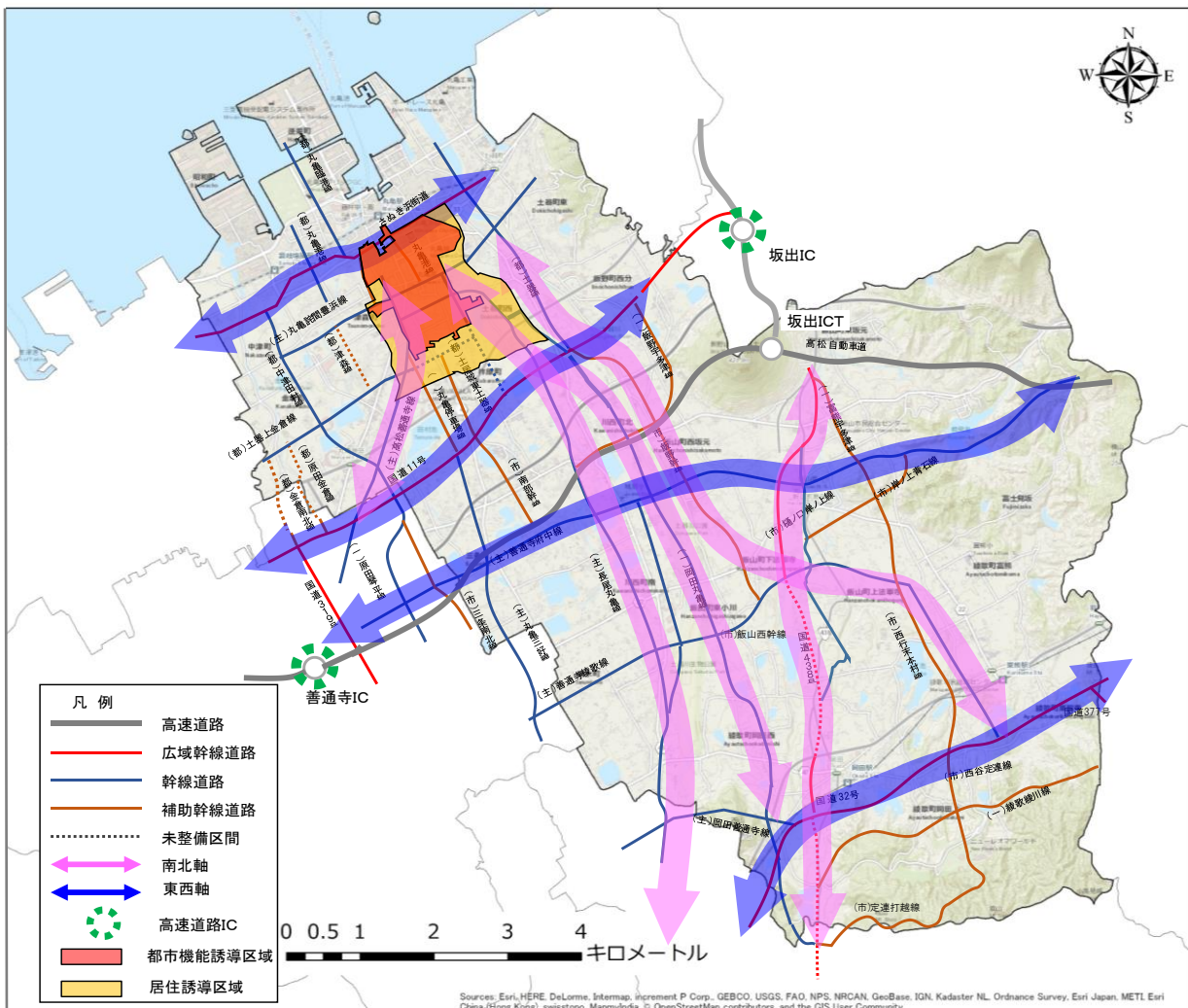
拠点間及び拠点と市外へのアクセスを確保するため、主要な幹線道路を道路交通ネットワークとして位置付け、路線維持と適切な整備を行います。

■交通手段分担率



資料：2015年度都市計画マスタープラン変更業務

■道路交通ネットワーク図

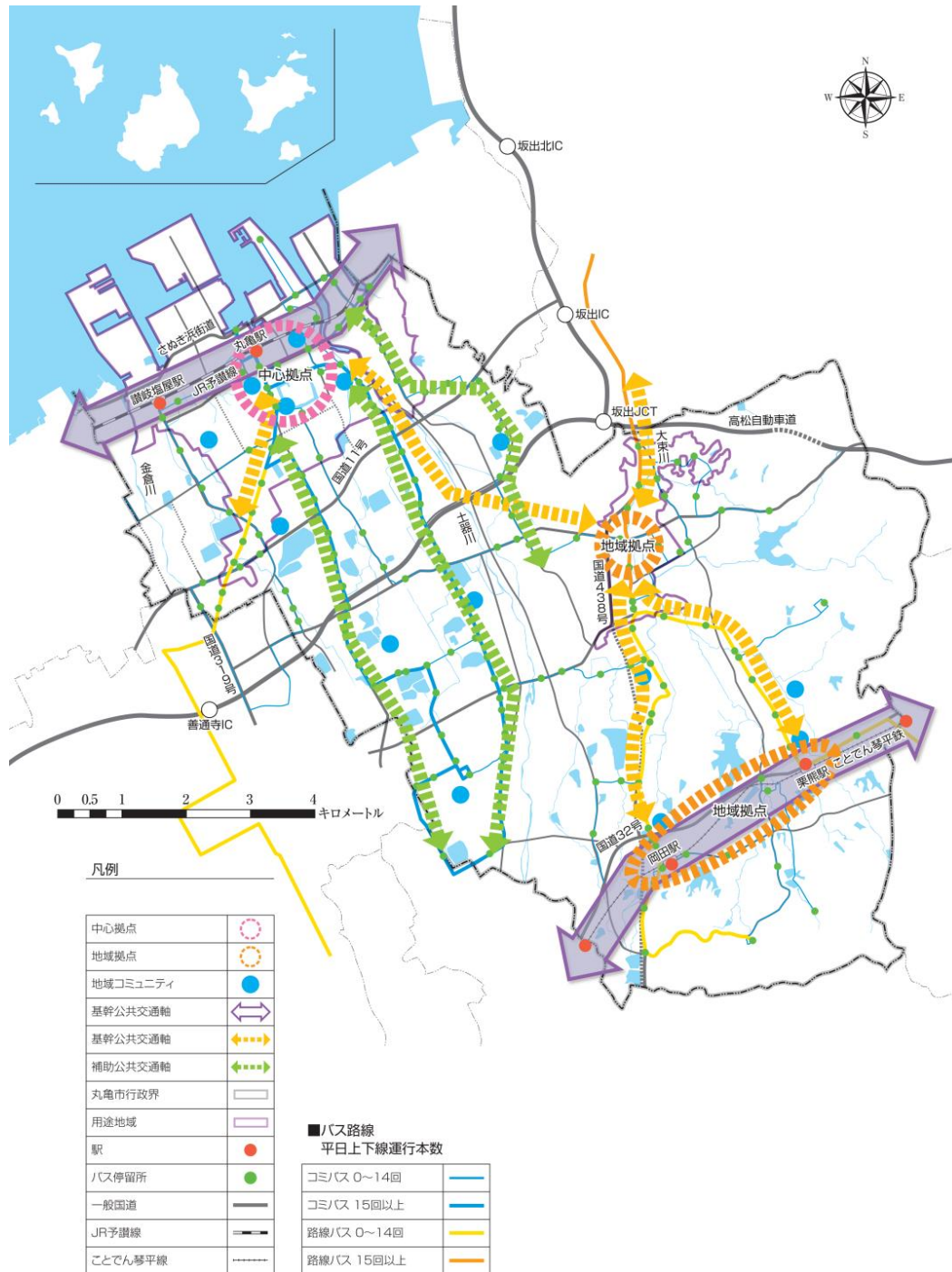


②バス路線網の構築

本市においては、海沿いを東西に走る JR と山沿いを東西に走ることでんによって、良好な市外への広域ネットワークが形成されていますが、その間のエリアは鉄道空白地帯であり、市内のネットワーク形成に向けては、バス交通が重要になります。

道路交通ネットワークの強化に合わせて、中心拠点へのアクセス性の向上、拠点間の連携強化を図るため、路線バスやコミュニティバスによる、より使いやすく利便性の高いネットワークの構築を目指します。

■バス路線とネットワークイメージ図



IV. 立地適正化計画を実現するために

(1) 目標設定

今後、立地適正化計画の目指す将来像を実現するために、それぞれの施策や事業等を進めていくことになります。

そこで、以下のとおり数値目標を設定し、その進捗状況や成果について、客観的な評価・検証を行います。

■成果指標の一覧

成果指標	実績値 (調査年次)	目標値 (2038年)
実績値の算出方法		
居住誘導区域内における人口密度	45.9人/ha (2015年)	41.3人/ha
国勢調査結果から算出		
丸亀城～中央商店街～JR丸亀駅～丸亀港エリアの来訪者数	12,200人 (2015年)	14,600人
丸亀城天守の1日あたり入場者数		
中央商店街の1日あたり通行者数		
JR丸亀駅の1日あたり乗降客数		
丸亀港の1日あたり乗降客数の合計 【十の位を四捨五入】		
大手町地区4街区の公共施設の維持管理経費	—	2016年度から 15%節減
※今後、大手町4街区において整備予定の市庁舎等複合施設、駐車場などの維持管理経費を再編整備前と比較する。		
自動車の交通手段分担率	71% (2015年)	68%
「無秩序な都市の拡大防止と良好な市街地の整備」に対する市民満足度	45.6% (2016年)	55%
総合計画策定に係るアンケート調査から算出		

(2) 都市機能・居住誘導に向けた施策の展開

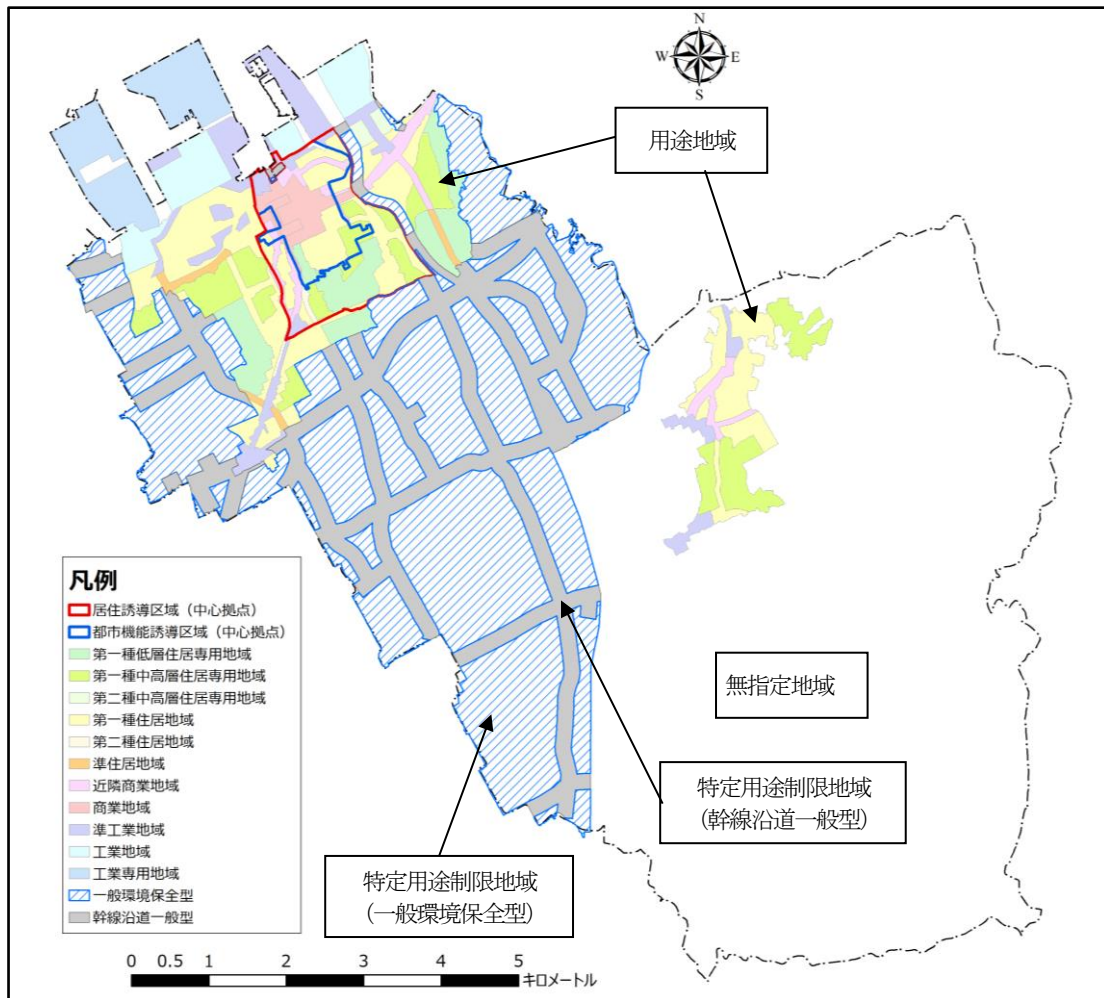
①土地利用規制の見直し

本市の特定用途制限地域は、線引き廃止に伴う新たな土地利用規制策として、島しょ部を除く旧丸亀市において指定されていますが、旧飯山町、旧綾歌町には指定されていません。

市全体での均衡のとれた土地利用コントロールを目指して、今後、旧綾歌町と旧飯山町の一部（用途地域以外）において、新たに特定用途制限地域を指定することを検討する必要があります。

また、制限の内容や範囲等について、周辺市町間でのバラつきがあり、特定用途制限地域の見直しにあたっては、中讃広域都市計画区域内及び県内での指定の基準等について自治体間の調整が必要です。

■用途地域、特定用途制限地域の指定状況



項目	一般環境保全型	幹線沿道一般型
指定範囲	旧丸亀市の用途地域を除く地域（島しょ部除く）	旧丸亀市の一般環境保全型を除く地域 国道・県道・2車線片側歩道以上の市道から100mの区域
建築してはならない建築物	<ul style="list-style-type: none"> 危険物の製造工場や処理貯蔵施設 性風俗営業施設 床面積3,000㎡を超える物品販売業を営む店舗 	<ul style="list-style-type: none"> 危険物の製造工場や処理貯蔵施設 性風俗営業施設

②都市のスポンジ化の抑制

ア) 低未利用土地権利設定等促進計画制度

低未利用地の地権者等と利用希望者とを、行政が所有者等の探索も含め能動的にコーディネートの上、土地・建物の利用のために必要となる権利設定等に関する計画を市町村が作成し、一括して権利設定等を行うための制度です。

これにより、権利設定・移転後の土地・建物は「住宅」「誘導施設」「住宅や誘導施設の立地の誘導を図るもの」のいずれに活用してもよいことから、幅広い活用が可能となっています。

また、複数の土地に一括して権利設定する場合や、隣地を取得してゆとりある生活空間を創出する場合などにも活用が可能となっています。

なお、実施にあたっては市町村が「低未利用土地権利設定等促進計画」を作成し、計画の対象とする土地・建物に関する権利を有する者の同意を取得する必要があります。

本制度では、計画に基づく土地・建物の取得等についての税率の軽減や、計画に基づく土地取得についての軽減など税制に関する支援措置があります。

本制度の活用にあたっては、「細分化された土地・建物の活用に向けた権利関係の整序に有効」「任意の権利設定・移転に比べ、時間・手間を大幅に削減」「行政のコーディネートにより、地権者等の安心感を得やすい」がポイントとされており、行政の関わりが重要となってきます。



出典：「都市のスポンジ化対策 活用スタディ集」

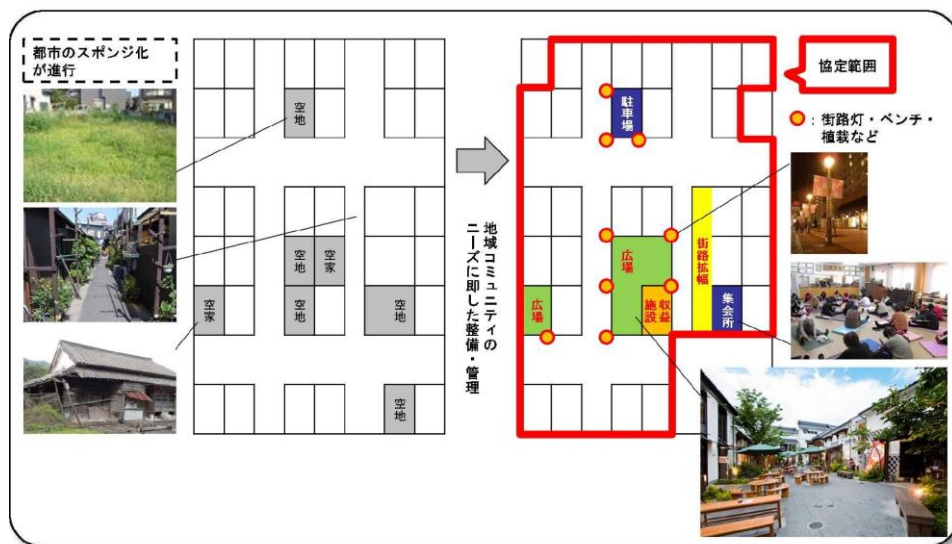
国土交通省 都市局 都市計画課

イ) 立地誘導促進施設協定 (コモンズ協定)

都市機能や居住を誘導すべき区域で空き家・空き地を利用して交流広場、コミュニティ施設、防犯灯などの整備・管理を地域コミュニティやまちづくり団体が共同で実施する協定制度です。

空間・施設 (コモンズ) についての協定であることからコモンズ協定と呼ばれています。

本協定は、協定に基づき整備・管理する公共施設等 (道路・通路、公園、緑地、広場) の用に供する土地・償却資産を都市再生推進法人が管理する場合には課税標準を $\frac{2}{3}$ に軽減するなど税制に関する支援措置があります。



出典：「都市のスポンジ化対策 活用スタディ集」

国土交通省 都市局 都市計画課

この制度の活用にあたっては、「地域コミュニティによる公共的空間の創出・安定的運営を促進」「民間の任意の活動を公認し、まちづくり活動の意欲アップ」がポイントとされており、エリアマネジメントと同様な取り組みが必要です。

ウ) 都市のスポンジ化対策に向けた取り組み

住宅等が密集している地域の空き地を活用して、通行しやすい道路幅員の確保を図るほか、公園・緑地などの整備や空き家を活用した交流施設等の整備を行うなど、住環境の向上を図ります。

商業地や金毘羅街道沿道では、空き地を活用して広場や休憩所等の整備を行うなど、歩いて散策できる空間形成を図ります。

また、駐車場が細分化されている地域では、駐車場の集約化を図るとともに、幹線道路からの進入ができるように検討します。

「低未利用土地権利設定等促進計画制度」は、行政が主体となって計画を進めていく必要がありますが、「立地誘導促進施設協定 (コモンズ協定)」については、住民が主導して地域の課題や地域をよくするために取り組んでいく必要があります。

このため、「立地誘導促進施設協定 (コモンズ協定)」の活用に向けた理解を深めるための説明会や地域の問題・課題について協議する場を設けるなど、まちづくりへの参画意識の醸成につながる取り組みを行います。

③居心地が良く歩きたくなるまちなかの創出

都市機能や居住の誘導によるまちなかの賑わいや活力向上に向けて、現在、進めている都市再生整備計画事業の施行地区内において、歩いて移動できる範囲の「まちなかウォークアブル区域（滞在快適性等向上区域）」を設定し、官民一体となって、“人中心”の快適な空間づくりに取り組みます。

【駅北エリア】

当該エリアは、金毘羅街道の一つである丸亀街道の起点があり、太助燈籠など往時の面影を残す独特の歴史的文化的資源も点在しています。また、風光明媚な瀬戸内海を臨み、丸亀港は、特有の歴史文化の残る塩飽諸島への玄関口となっています。

J R丸亀駅やさぬき浜街道至近の良好なアクセスやウォーターフロントといった特徴を生かして、気持ちよく散策できる憩いの空間づくりを進めます。

みなと公園は、瀬戸内国際芸術祭 2022 の秋会期に合わせて、「パークレット」※設置の社会実験を実施するなど、J R丸亀駅北側エリアの貴重な公共空間として、賑わい創出の核となるような活用を模索しています。

道路を挟んで隣接する市営福島駐車場は、耐震性の不備、老朽化の進行等により、解体が予定されており、将来的には、みなと公園との一体的活用等も検討する必要があります。

うちわの港ミュージアムは、令和 4 年度中に中津万象園への移転が予定されており、跡地活用が課題となります。

《取組方針》

- ◎ 駅北の賑わい創出に向けて、みなと公園やうちわの港ミュージアム跡地の積極的な活用を検討します。
- ◎ 海辺の空間を快適に散策できる歩行者空間の形成を図ります。



うちわの港ミュージアム



みなと公園

※パークレットとは、道路空間等に設ける歩行者のための仮設の休憩施設で、だれもが利用でき、新たな憩いや賑わいの創出をめざして設置されるものです。

【駅周辺エリア】

当該エリアは、鉄道における本市の玄関口であるJR丸亀駅があり、近隣には丸亀市猪熊弦一郎現代美術館、商店街、宿泊施設など一定の人が集まるスポットがあります。

目的を持って訪れる人びとが周辺エリアまで足を延ばす連携の中心となり、常に活気のある賑わいの空間づくりを進めます。

駅前広場は、経年により陳腐化しつつあり、ウォークアブルなまちづくりに沿ったソフト・ハード両面での空間再編を検討する必要があります。

アーケードのある商店街のほか、修景事業を行った金毘羅街道や道路空間の再編を行った県道丸亀停車場線などの有効活用を図ります。

《取組方針》

- ◎ 丸亀市猪熊弦一郎現代美術館やJR丸亀駅、商店街等と有機的に連携し、賑わいづくりの取組を検討します。
- ◎ 歩きたくなる、開かれた空間づくりに向けて、道路空間の活用を検討します。



丸亀市猪熊弦一郎現代美術館



通町商店街

【丸亀城周辺エリア】

当該エリアでは、一大プロジェクトである大手町地区4街区再編整備事業が進められており、市庁舎と市民交流活動センター（マルタス）が整備され、令和5年度からは新市民会館の整備に着手します。その後も、市民ひろばの再整備や緑化駐車場の整備が予定されており、丸亀城と合わせて、多くの人の来訪が見込まれます。

本市の中心拠点にふさわしいエリアとして、日常的に賑わい、交流、躍動、安らぎ、シビックプライドなど多様な価値が生み出され、人びとを惹きつける心地よい空間づくりを進めます。

大手町地区4街区は、多様な機能が集約されることによる相乗効果が生まれるよう、それぞれの事業実施を一貫性のある方針に基づき進める必要があります。

丸亀城は、市民のシンボルとして、だれもが誇りと愛着を感じられるよう、歴史的資源の保存と活用を図ります。

《取組方針》

- ◎ 丸亀城と大手町地区4街区全体が一体的な賑わい交流空間となるよう、施設整備を進めるとともに、完成後の利活用を検討します。
- ◎ 市民交流活動センター（マルタス）、新市民会館、市民ひろば、丸亀城、資料館などで展開される市民の多様な活動が結びつくよう、連携を図ります。



丸亀城から見る大手町地区4街区



市民ひろばから望む丸亀城

【エリア全体】

居心地がよく歩きたくなるまちなかの実現に向けて、それぞれのエリアの繋がりを重視して、回遊性の向上を図る必要があります。

官民を問わず、共に人中心の豊かな生活を支えるパブリックな空間づくりを推進します。

多様な交流や新しい人の流れ、稼ぐ力の発揮など新たな価値を生み出す空間活用をめざします。

《取組方針》

- ◎ それぞれのエリアの方向性に沿った取組を推進するとともに、その延長線上にあるまちなかの将来ビジョンについても検討します。
- ◎ ウォーカブルなまちづくりを軸として、エリアマネジメントや官民連携も推進しながら、中心市街地の再生を図ります。

(3) 防災指針の策定

近年、気候変動の影響に起因して、頻発・激甚化する自然災害により、全国各地で生命・財産・経済活動における甚大な被害が生じています。

このことを背景に、令和2年6月には、都市再生特別措置法の一部が改正され、災害ハザードエリアにおける新規立地の抑制、災害ハザードエリアからの移転の促進などとともに、立地適正化計画においては、災害レッドゾーンを誘導区域から原則排除することや「防災指針」の作成といった防災まちづくりの観点が加えられることとなりました。

「防災指針」とは、都市の防災に関する機能の確保を図るための指針であり、居住誘導区域内における災害リスクをできる限り回避又は低減させるために、必要な防災・減災対策を位置付けるものです。

防災指針の策定にあたっては、災害リスク情報と都市計画情報を踏まえた都市の抱える防災上の課題を分析したうえで、ソフト・ハードの両面から対策の検討を行います。

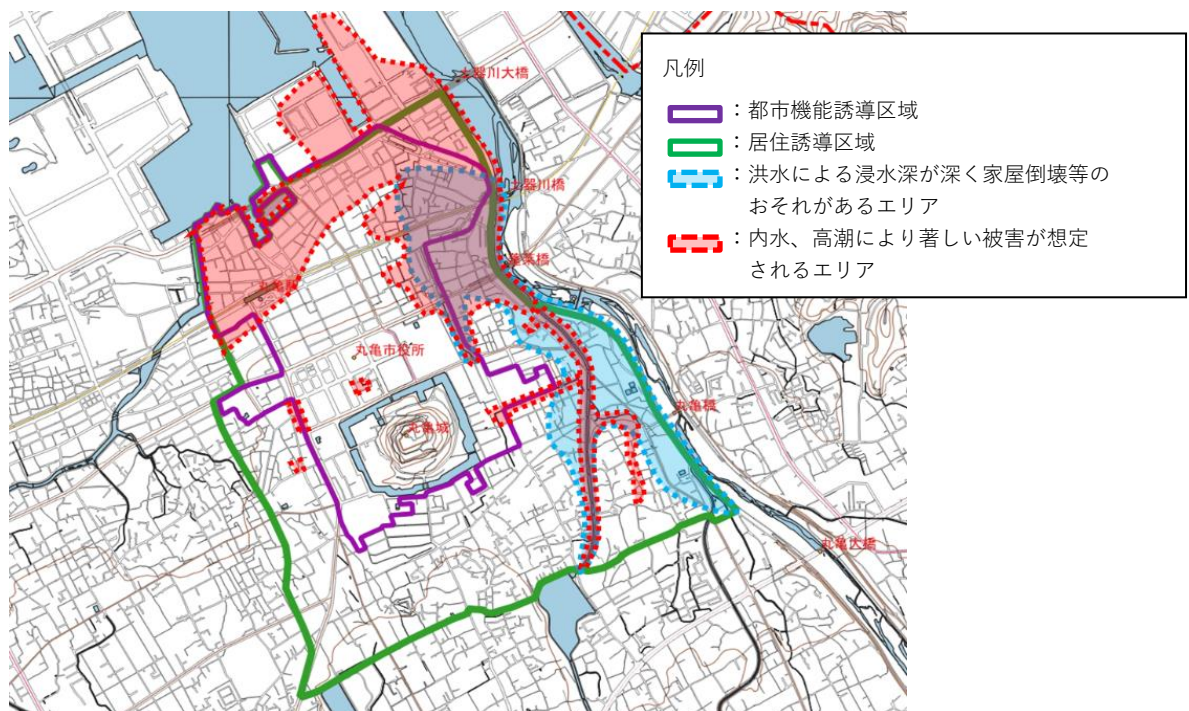
① 災害リスクの抽出

本市では災害リスクの分析にあたり、誘導区域内で発生するおそれのある洪水・内水氾濫・高潮・津波に係るハザード情報の収集・整理を行いました。災害リスクの高いエリアとして、以下に該当するエリアを示します。

- 洪水：想定浸水が3m以上で家屋倒壊等氾濫想定区域
- 内水：浸水実績がある区域
- 高潮：想定浸水深が3m以上で浸食浸水継続時間が長時間になる区域

なお、ため池に関しては、誘導区域に被害を及ぼすものがないため対象リスクから除外しています。

■ 居住誘導区域周辺の災害リスクの高いエリア



② 災害リスクの分析

計画規模(L1クラス)、想定最大規模(L2クラス)の災害が発生した場合の被害状況を以下のとおり示します。

<p>人的被害 (浸水区域内の 要配慮者数)</p>	<p>(要配慮者数) 約3,700人 要配慮者は、沿岸地域と土器川左岸側に多く分布し、各種災害による浸水深が比較的深い地域に多くの要配慮者が分布しています。</p> <hr/> <p>立地適正化計画作成の手引き(国土交通省)に基づき集計 乳幼児 = [0～4歳の人口] + [5～9歳の人口] × 2/5 妊婦 = [0～4歳の人口] × 1/5 × 1/4 障がい者 = ([65歳未満の人口] - [乳幼児] - [妊婦]) × ξ(4%)</p>
<p>機能低下する医療施設数 と途絶する主要道路</p>	<p>(機能低下する医療施設) 18施設 (途絶主要道路) 4路線 県道：高松善通寺線、さぬき浜街道(県道193号線) 市道：土居町南北6号線、西土器南北線 沿岸と土器川左岸側に多く、各種災害で浸水深が比較的深い地域に重なっています。</p> <hr/> <p>30cm以上の浸水により自動車(救急車)の走行が困難となることから浸水深30cm以上となる医療機関、主要道路を集計</p>
<p>浸水による居住誘導区域内の家屋被害額</p>	<p>洪水(計画規模L1) : 約429億8200万円 洪水(想定最大規模L2) : 約578億8500万円 高潮(理論上最大モデルL2) : 約810億8590万円 津波(理論上最大モデルL2) : 約121億1130万円</p> <hr/> <p>被害額 = 建築面積 × 家屋1㎡当りの資産額 × 浸水深別被害率 ※浸水深が300cm以上の場合は、2階建ての被害として家屋被害額を2倍とする(床面積を2倍と想定)</p>
<p>浸水により被災する事務所の従業員数</p>	<p>(被災従業員数) 約4,100人 各種の浸水により被災する事業所の従業員は、災害全般に、丸亀駅周辺から市役所方面と土器川左岸清水川流域に、被災する従業員数が多く分布しています。</p> <hr/> <p>30cm以上の浸水で自動車の走行が困難となることから、30cm以上の浸水深となる事業所の従業員数を集計</p>

【参考データ】令和2年国勢調査、国土数値情報(国土地理院)、都市計画基礎調査、平成28年経済センサスー活動調査

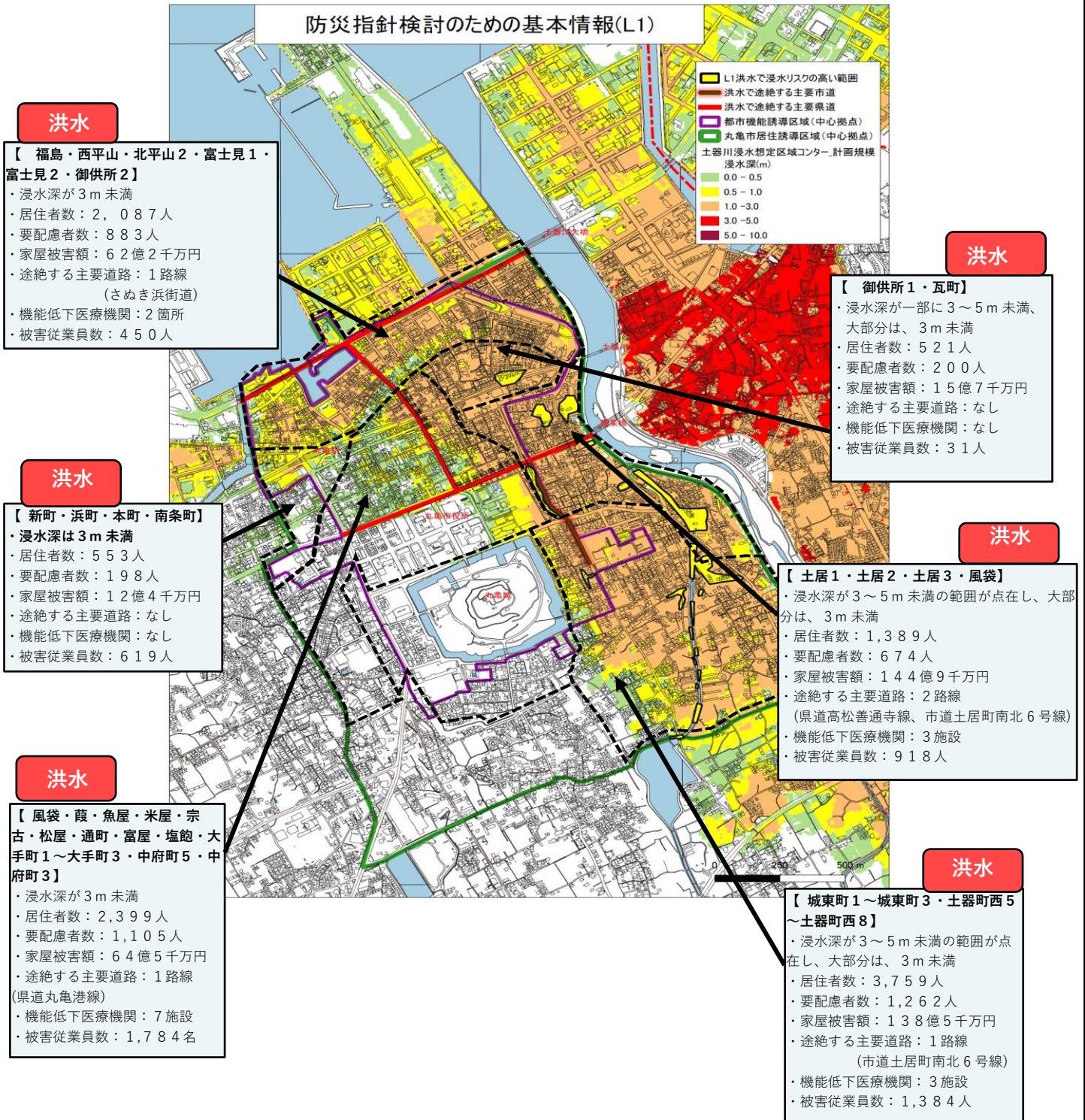
災害レベルの想定

	発生頻度	考え方
計画規模 (L1クラス)	概ね数十年から百数十年に一回程度発生する災害	ソフト・ハードの両面から被害を軽減・防止する対策を検討する。
想定最大規模 (L2クラス)	概ね数百年から千年に一回程度の頻度で発生し、影響が甚大な最大クラスの災害	市民等の生命を守ることを最優先とし、避難を軸に対策を検討する必要がある。

③ 防災・減災上の課題と取組方針

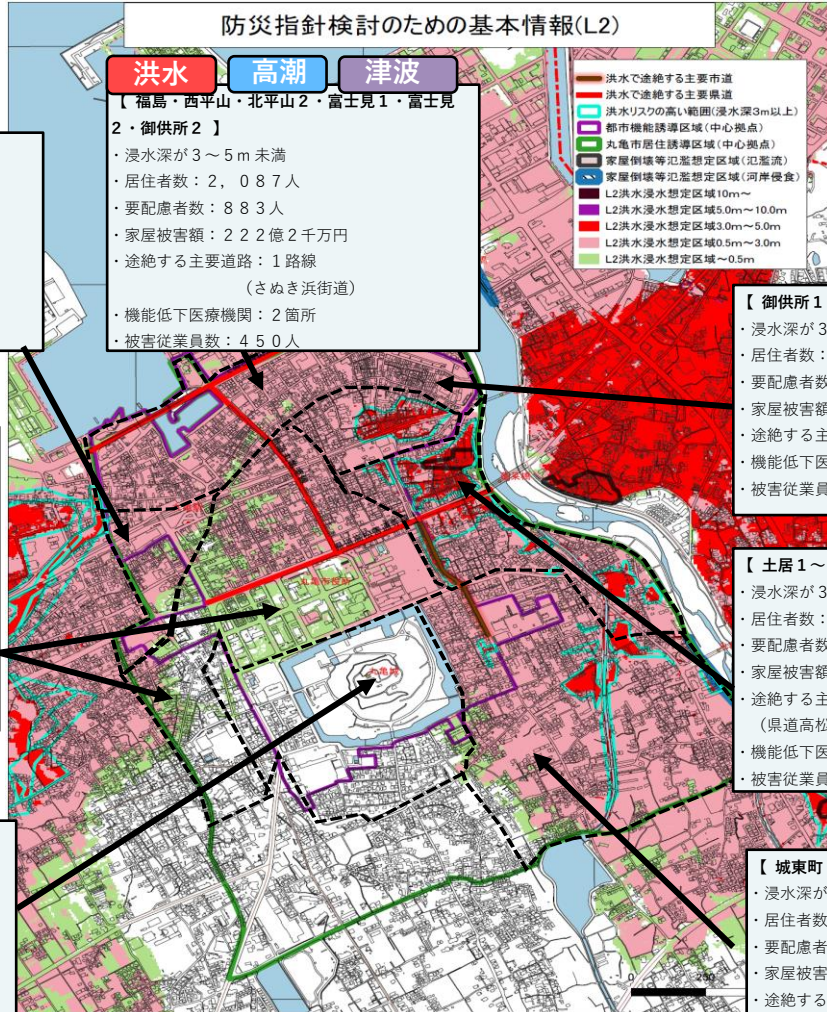
・ 防災・減災上の現状

■ 計画規模 (L1 クラス) の防災・減災上の現状



※計画規模における、高潮・津波災害については現在、ハード面において対策済となっています。

■想定最大規模 (L2 クラス) の防災・減災上の現状



洪水 **高潮**

【新町・浜町・本町・南条町】

- ・浸水深が3m未満
- ・居住者数：553人
- ・要配慮者数：198人
- ・家屋被害額：53億2千万円
- ・途絶する主要道路：なし
- ・機能低下医療機関：3箇所
- ・被害従業員数：619人

洪水 **高潮** **津波**

【福島・西平山・北平山2・富士見1・富士見2・御供所2】

- ・浸水深が3~5m未満
- ・居住者数：2,087人
- ・要配慮者数：883人
- ・家屋被害額：222億2千万円
- ・途絶する主要道路：1路線
(さぬき浜街道)
- ・機能低下医療機関：2箇所
- ・被害従業員数：450人

洪水 **高潮**

【御供所1・瓦町】

- ・浸水深が3~5m未満で浸水継続時間が長い
- ・居住者数：521人
- ・要配慮者数：200人
- ・家屋被害額：48億4千万円
- ・途絶する主要道路：なし
- ・機能低下医療機関：なし
- ・被害従業員数：31人

洪水

【風袋・葭・魚屋・米屋・宗古・松屋・通町・富屋・塩飽・大手町1~大手町3・中府町5・中府町3】

- ・浸水深が3m未満
- ・居住者数：2,399人
- ・要配慮者数：1,105人
- ・家屋被害額：263億1千万円
- ・途絶する主要道路：1路線
(県道丸亀港線)
- ・機能低下医療機関：7箇所
- ・被害従業員数：2,023人

洪水 **高潮**

【土居1~3・風袋】

- ・浸水深が3~5m未満
- ・居住者数：1,389人
- ・要配慮者数：674人
- ・家屋被害額：190億7千万円
- ・途絶する主要道路：2路線
(県道高松普通通線、市道土居町南北6号線)
- ・機能低下医療機関：3施設
- ・被害従業員数：918人

洪水

【一番丁・六番丁~九番丁・城西町2】

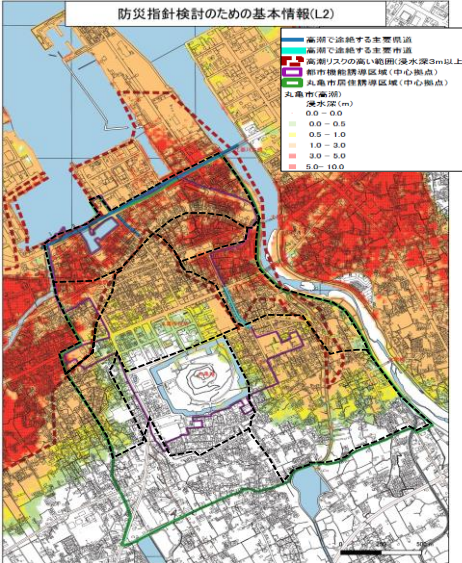
- ・浸水深が3m未満
- ・居住者数：793人
- ・要配慮者数：302人
- ・家屋被害額：3億5千万円
- ・途絶する主要道路：なし
- ・機能低下医療機関：なし
- ・被害従業員数：なし

洪水

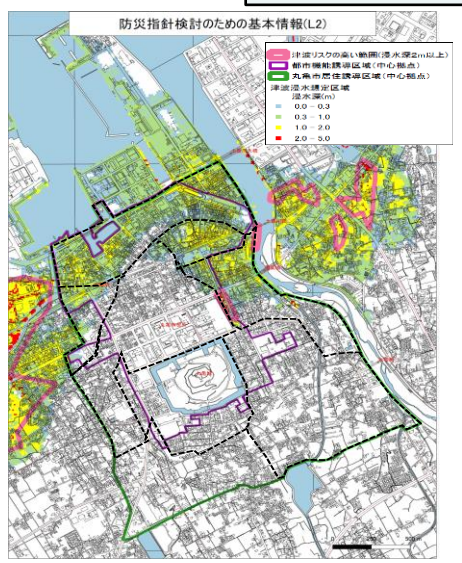
【城東町1~3・土器町西5~8】

- ・浸水深が3~5m未満
- ・居住者数：3,759人
- ・要配慮者数：1,262人
- ・家屋被害額：199億8千万円
- ・途絶する主要道路：1路線
(市道土居町南北6号線)
- ・機能低下医療機関：3施設
- ・被害従業員数：1,384人

【洪水】



【高潮】





【津波】

・エリアごとの取組方針

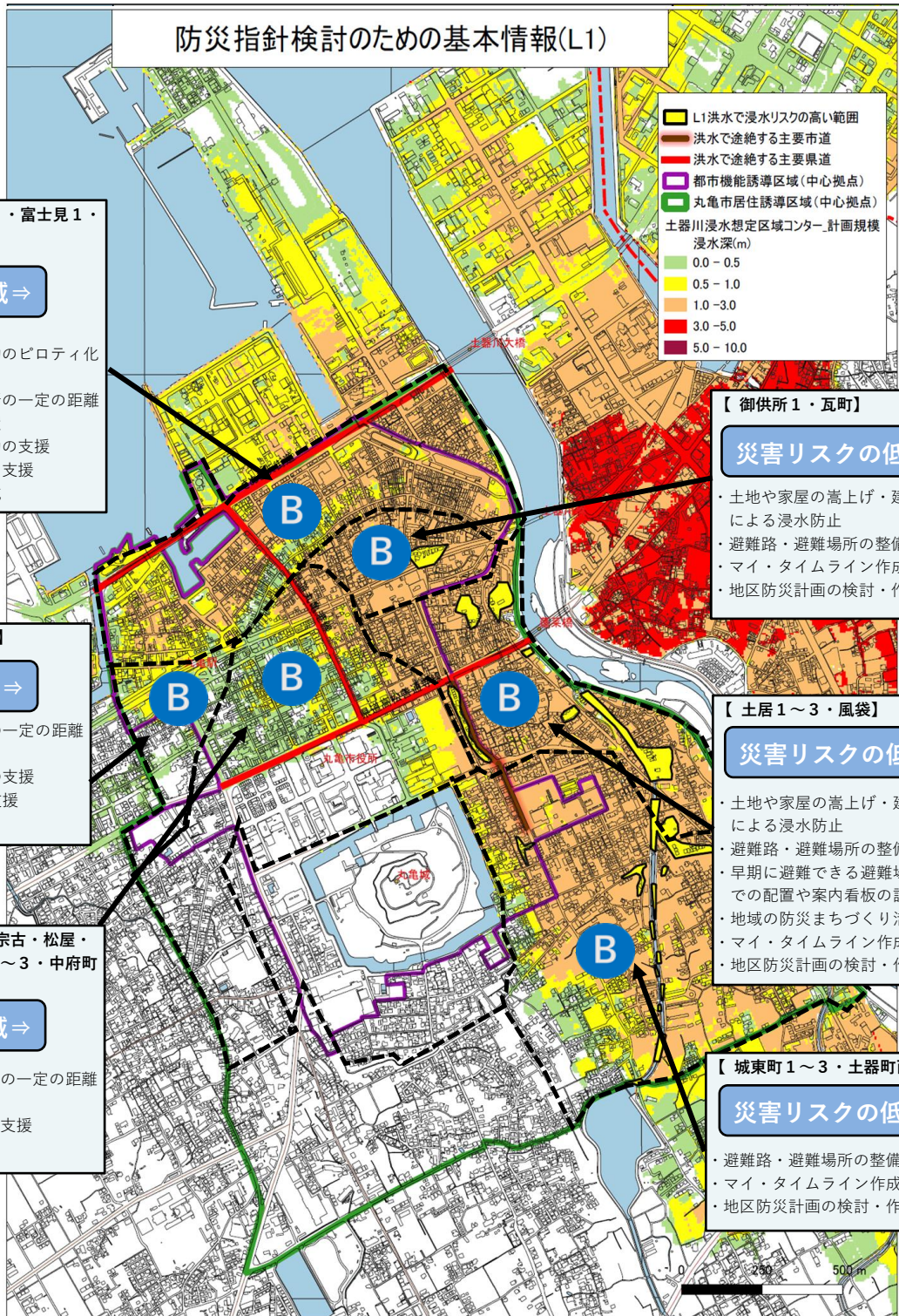
■防災上の危険性が高いエリアと基本的な取組方針

④は、L2クラスの災害で、家屋等に著しい危険性があり、災害リスクを回避することが最優先とされるエリアを対象としています。また、⑤は、L1クラスとL2クラスの洪水、高潮、津波等の水害で家屋等に高い危険性がありソフト、ハードの両面から災害リスクの低減を図るエリアを対象としています。

防災上の危険性が高いエリア		基本的な取組方針	
	<p>規模の大きい災害（洪水・高潮・津波）により建物等に倒壊等の著しい危険性があるエリア</p>	<p>災害リスクの回避</p>	<p>①災害ハザードエリアにおける立地規制、建築規制 ②災害ハザードエリアから移転促進 ③災害ハザードエリアを居住誘導区域から除外することによる立地誘導</p> <p style="text-align: right;">など</p>
	<p>○計画又は最大規模の洪水・高潮・津波災害により、建物等に高い危険性があるエリア</p> <p>○洪水や高潮等によって長時間の浸水が発生し、都市機能が停止する危険性が高いエリア</p>	<p>災害リスクの低減</p>	<p>④ ハードの防災・減災対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下水道の整備、田んぼ、ため池、公園等の既存施設の雨水貯留への活用 ・土地や家屋の嵩上げ、建物のピロティ化による浸水防止 ・（市町村管理河川）の堤防整備、河道掘削（引堤）による流下能力向上 ・住居、施設等の建築物の浸水対策（止水版の設置等） ・避難路、避難場所の整備 <p>⑤ ソフトの防災・減災</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通ネットワーク、ライフラインの機能強化 ・早期に避難できる避難場所の一定距離での配置や案内看板の設置 ・地域の防災まちづくり活動の支援、マイ・タイムライン作成の支援（リスクコミュニケーション） ・地区防災計画の検討、作成 <p style="text-align: right;">など</p>

■防災上の危険性が高いエリアと基本的な取組方針（計画規模）

防災指針検討のための基本情報(L1)



洪水

【 福島・西平山・北平山2・富士見1・富士見2・御供所2】

災害リスクの低減⇒

- ・土地や家屋の高上げ・建物のピロティ化による浸水防止
- ・早期に避難できる避難場所の一定の距離での配置や案内看板の設置
- ・地域の防災まちづくり活動の支援
- ・マイ・タイムライン作成の支援
- ・地区防災計画の検討・作成

洪水

【 御供所1・瓦町】

災害リスクの低減⇒

- ・土地や家屋の高上げ・建物のピロティ化による浸水防止
- ・避難路・避難場所の整備
- ・マイ・タイムライン作成の支援
- ・地区防災計画の検討・作成

洪水

【 新町・浜町・本町・南条町】

災害リスクの低減⇒

- ・早期に避難できる避難場所の一定の距離での配置や案内看板の設置
- ・地域の防災まちづくり活動の支援
- ・マイ・タイムライン作成の支援
- ・地区防災計画の検討・作成

洪水

【 土居1～3・風袋】

災害リスクの低減⇒

- ・土地や家屋の高上げ・建物のピロティ化による浸水防止
- ・避難路・避難場所の整備
- ・早期に避難できる避難場所の一定の距離での配置や案内看板の設置
- ・地域の防災まちづくり活動の支援
- ・マイ・タイムライン作成の支援
- ・地区防災計画の検討・作成

洪水

【 風袋・葭・魚屋・米屋・宗古・松屋・通町・富屋・塩飽・大手町1～3・中府町3・中府町5】

災害リスクの低減⇒

- ・早期に避難できる避難場所の一定の距離での配置や案内看板の設置
- ・マイ・タイムライン作成の支援
- ・地区防災計画の検討・作成

洪水

【 城東町1～3・土器町西5～8】

災害リスクの低減⇒

- ・避難路・避難場所の整備
- ・マイ・タイムライン作成の支援
- ・地区防災計画の検討・作成

■防災上の危険性が高いエリアと基本的な取組方針（想定最大規模）

洪水 **高潮** **津波**

【 福島・西平山・北平山2・富士見1～2・御供所2】

災害リスクの回避⇒

- ・立地抑制・建築規制・移転促進

災害リスクの低減⇒

- ・土地や家屋の嵩上げ・建物のピロティ化による浸水防止

洪水 **高潮** **津波**

【 新町・浜町・本町・南条町】

災害リスクの回避⇒

- ・立地抑制・建築規制・移転促進

災害リスクの低減⇒

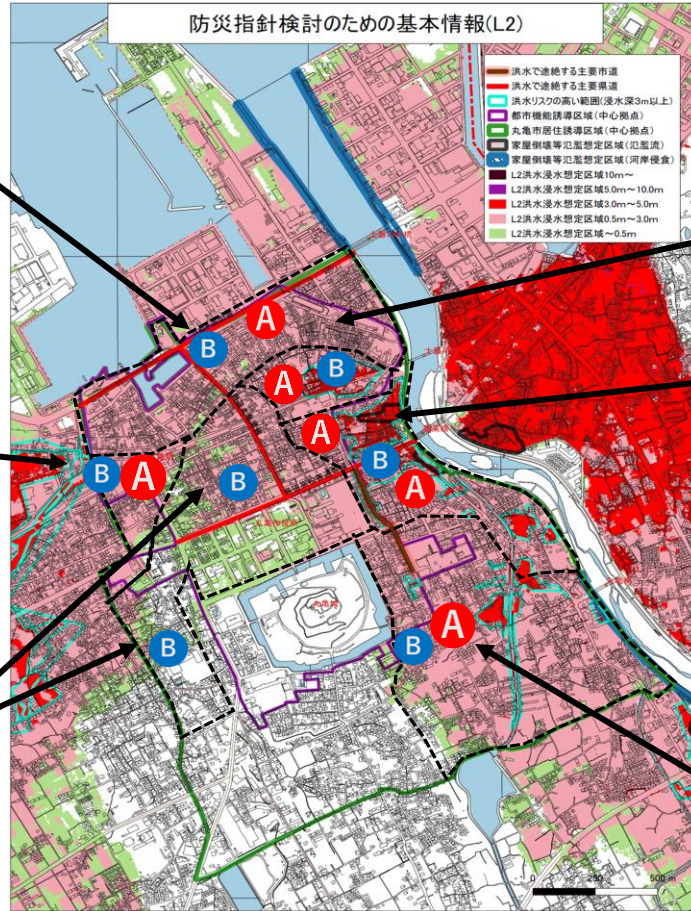
- ・土地や家屋の嵩上げ・建物のピロティ化による浸水防止

洪水 **高潮**

【 風袋・葭・魚屋・米屋・宗古・松屋・通町・富屋・塩飽・大手町1～3・中府町5・中府町3】

災害リスクの低減⇒

- ・土地や家屋の嵩上げ・建物のピロティ化による浸水防止
- ・交通ネットワーク、ライフラインの機能強化



洪水 **高潮** **津波**

【 御供所1・瓦町】

災害リスクの回避⇒

- ・立地抑制・建築規制・移転促進

災害リスクの低減⇒

- ・土地や家屋の嵩上げ・建物のピロティ化による浸水防止

洪水 **高潮** **津波**

【 土居1～3・風袋】

災害リスクの回避⇒

- ・立地抑制・建築規制・移転促進

災害リスクの低減⇒

- ・土地や家屋の嵩上げ・建物のピロティ化による浸水防止

洪水 **高潮**

【 城東町1～3・土器町西5～8】

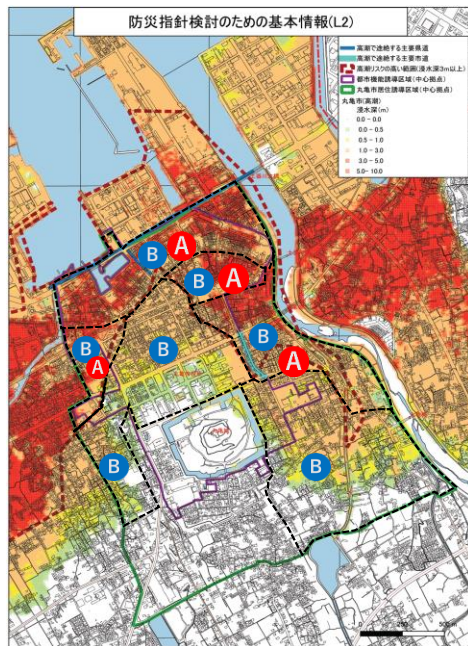
災害リスクの回避⇒

- ・立地抑制・建築規制・移転促進

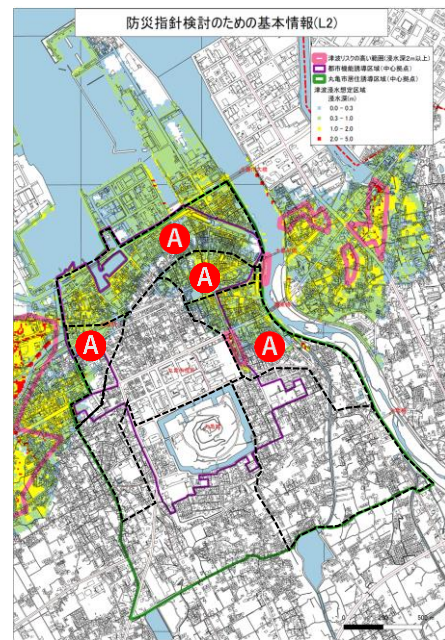
災害リスクの低減⇒

- ・土地や家屋の嵩上げ・建物のピロティ化による浸水防止

【洪水】



【高潮】



【津波】

④ 防災・減災の取組方針について

防災・減災の取組方針としては、「災害リスクの回避」「災害リスクの低減」を基本とし、ソフト・ハードの両面からエリアごとに必要な対策を講じます。

災害による被害想定のほか、人口、土地利用、施設立地などの動態も注視して、時宜にかなった防災・減災の取組を進めます。

■災害リスクの回避、低減に必要な具体的な取組例について

取組方針と対策の分類	考えられる具体的な取組例
災害リスク回避の対策 ・災害時に被害が発生しないようにする（回避する）ための取組	・開発規制、立地誘導、移転促進 ・土地区画整理事業による宅地地盤の嵩上げ（一帯の浸水解消） ・二線堤の整備（氾濫水が及ぶ範囲の制御）等
災害リスク低減の対策（ハード） ※対策の程度によっては災害が防止される場合も想定される。 ・雨水貯留施設の整備、（市町村管理の）河川や下水道の整備等による浸水対策や土砂災害防止のための砂防施設の整備等	・下水道の整備、雨水貯留浸透施設の整備や田んぼ、ため池、公園等の既存施設の雨水貯留への活用 ・土地や家屋の嵩上げ、建物のピロティ化による浸水防止 ・（市町村管理河川の）堤防整備、河道掘削（引堤）による流下能力向上 ・土砂災害防止のための法面对策、砂防施設の整備 ・住居、施設等の建築物の浸水対策（止水版の設置等） ・避難路、避難場所の整備 等
災害リスク回避・低減の対策（ソフト） ・氾濫の発生に際し、確実な非難や経済被害軽減、早期の復旧・復興のための対策	・浸水深が一定の深さ以下であり、浸水時にも利用可能な避難路のネットワークの検討・設定や、交通ネットワーク、ライフラインの機能強化 ・早期に避難できる避難場所の一定距離での配置や案内看板の設置 ・地域の防災まちづくり活動の支援、マイ・タイムライン（防災行動計画）、個別避難計画、避難確保計画の作成（リスクコミュニケーション） ・地区防災計画の検討・作成 等

⑤ 防災まちづくりの将来像について

本計画では、コンパクトプラスネットワークの考え方に基づき、持続可能で、多様性のあるまちづくりを基本として、「だれもが誇りと愛着を感じる 魅力あるまち」の実現を目指しています。

そのためには、頻発化・激甚化する災害への対応力をこれまで以上に高め、市民の生命と財産を守ることは、必要不可欠です。

防災まちづくりの将来像として、中長期的視点に立って、行政、市民、事業者が一体となった総合的な施策を展開し、共に災害に強いまちづくりを目指します。

また、都市計画マスタープランのほか、地域防災計画、国土強靱化地域計画、総合計画といった関連する計画、それぞれの事業等との十分な連携のもと、効果的かつ効率的に防災・減災対策を進めます。

⑥ 取組スケジュール

取組方針を踏まえ、現時点での防災・減災に向けた対策とそのスケジュールを以下のとおり設定します。

■取組スケジュール

施策		実施主体	実施目標期間		
			短期(5年)	中期(10年)	長期(20年)
ク 災 害 回 避	立地抑制	県・市	→		
	建築(開発)規制	市	→		
災 害 リ ス ク の 低 減	土地や家屋の嵩上げ	市	→		
	住居・施設等の建築物の浸水対策 (止水版の設置等)	市・事業者	→		
	案内看板等の設置	市・事業者	→		
	ライフラインの機能強化 (下水道・排水ポンプ整備)	市	→		
	避難場所の配置	市	→		
	避難路の整備	市・県	→		
	マイ・タイムライン等の作成	市・市民	→		
	地区防災計画の作成支援	市・市民	→		
	河川整備(準用河川・中小河川)	市・県	→		
	河川整備(大河川)	国	→		